

(仮称)新潟市文書館条例(案) 第2条関係

(事業)

第2条 文書館は前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(仮称)新潟市文書館整備基本計画 4p 文書館の基本機能	第1回運協 (10/1) 骨子 案	修正案	文言の定義・意味など
資料保存 「歴史公文書も地域の歴史資料も公平に」 <ul style="list-style-type: none"> 資料保存の啓発・支援活動 歴史公文書(学校資料等を含む行政資料) 地域の歴史資料(古文書等) 	(1) 特定歴史公文書を保存し、一般の利用に供すること。	(1) 同左	「特定歴史公文書」 新潟市公文書管理条例(案)に基づき、市政を検証するために後世に残すべき重要な文書として、 <ul style="list-style-type: none"> 行政文書の保存期間満了後、移管されたもの 法人その他の団体または個人から市に寄贈・寄託されたもの ※以下のものは含まず <ul style="list-style-type: none"> 刊行物など一般に入手できるもの 図書館・博物館等で特別な管理がされているもの
調査研究活動 「新潟市の歴史情報のシンクタンクに」 <ul style="list-style-type: none"> 調査研究活動の展開 収集・保存資料の資源化と活用 	(2) 本市の歴史に関する資料の収集及び調査研究を行うこと。	(2) 同左	「本市の歴史に関する資料の収集」 市域の所蔵者宅への調査など、寄贈・寄託につながる可能性のあるものの調査業務や、書籍・刊行物の収集など 「調査研究」 文書館が所蔵する資料を、本市の歴史情報の基本資源とし、これをもとに本市の歴史を明らかにするための調査研究を行う。
歴史編さんと情報発信 「歴史情報の新たな発信方法」 <ul style="list-style-type: none"> 歴史公文書を活用した現代史編さん 画像、映像資料を活用した新しい歴史刊行物の制作と文書館「展示」 調査研究に基づく積極的な歴史講座の開催 	(3) 本市の歴史編さん及び歴史に関する情報発信を行うこと。	(3) 同左	「歴史編さん」 調査研究をもとにした新しい歴史刊行物の作成 「歴史に関する情報発信」 <ul style="list-style-type: none"> 歴史講座・古文書・公文書関係講座の開催 市報、ホームページ等での情報発信 展示(常設展示・企画展示)
資料・歴史情報の公開・提供 「充実した資料相談サービス」 <ul style="list-style-type: none"> 市民共有の知的資源としての歴史資料の公開・活用の推進 レファレンス・サービスの充実:市民・行政組織への情報提供支援 	(4) 保存資料の公開・利用を促進すること。	(4) 所蔵資料の公開・利用を促進し、歴史に関する調査研究を支援すること。	「所蔵資料」 文書館で保存する「特定歴史公文書」のほか、広く歴史に関する書籍・刊行物等を含む。 「公開・活用を促進し、歴史に関する調査研究を支援」 目録整備、検索システムによる利便性の向上や調査相談により、文書館の所蔵資料の利用促進に結び付け、市民の調査研究活動を支援する。